

電気料金メニュー約款

【従量電灯】

2026 年 6 月 1 日実施

株式会社 エネアーク関西

目次

第1条 適用	1
第2条 定義	1
第3条 料金メニュー約款の変更	1
第4条 契約種別	1
1. 標準メニュー【エネアークでんき プランA】	1
(1) 適用条件	1
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	2
(3) 電気料金	2
2. 標準メニュー【エネアークでんき プランB】	3
(1) 適用条件	3
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	4
(3) 契約容量	4
(4) 電気料金	4
3. ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】	6
(1) 適用条件	6
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	7
(3) 電気料金	7
(4) 適用廃止	7
4. ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】	8
(1) 適用条件	8
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	9
(3) 契約容量	9
(4) 電気料金	9
(5) 適用廃止	10
第5条 日割計算	10
附 則	11
別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	12
別紙2 燃料費調整	13
別紙3 日割計算の基本算式	16

第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまで関西電力送配電株式会社の供給エリアへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。

第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月末日までの期間、2月1日から4月末日までの期間、3月1日から5月末日までの期間、4月1日から6月末日までの期間、5月1日から7月末日までの期間、6月1日から8月末日までの期間、7月1日から9月末日までの期間、8月1日から10月末日までの期間、9月1日から11月末日までの期間、10月1日から12月末日までの期間、11月1日から翌年の1月末日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。

2. 貿易統計

関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。

第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第4条 契約種別

1. 標準メニュー【エネアークでんき プランA】

(1) 適用条件

- (a) 電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、使用する電力容量（最大需要容量）が6キロボルトアンペア未満であることとします。

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

- (b) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が、50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のそれぞれから消費税等相当額を除いた金額の合計（最低料金の割引が適用される場合は、消費税等相当額を除いた最低料金から消費税等相当額を除いた割引額を割引くものとします。）に対し、消費税等相当額を加えることで算定するものとします。ただし、電力量料金から消費税等相当額を除いた金額は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税等相当額を除いた金額から別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税等相当額を除いた金額から別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を加えたものとします。

<有期限の燃料費調整額の値引き>

2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2023 年 2 月検針分から 2023 年 9 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 7 円を値引きします。また、2023 年 10 月検針分から 2024 年 1 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 3.5 円を値引きします。また、2023 年 11 月 2 日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2024 年 2 月検針分から 5 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 3.5 円を値引きします。また、2024 年 6 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.8 円を値引きします。さらに値引き期間を追加し、2024 年 9 月検針分から 10 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 4 円を値引きし、2024 年 11 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.5 円を値引きします。2024 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、2025 年 2 月検針分から 3 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.5 円を値引きし、2025 年 4 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.3 円を値引きします。さらに、2025 年 8 月検針分・10 月検針分は上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.0 円値引きし、2025 年 9 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時当たり 2.4 円を値引きします。さらに 2026 年 2 月検針分・3 月検針分は上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 4.5 円値引きし、2026 年 4 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.5 円を値引きします。

(a) 料 金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	517 円 28 銭
電力量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 54 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 75 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	27 円 52 銭

2. 標準メニュー【エネアークでんき プランB】

(1) 適用条件

- (a) 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。
- (b) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみな

します。)が、50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。その他の場合においては、別途お客さまと協議の上、決定することといたします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 ×1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のそれぞれから消費税等相当額を除いた金額の合計（基本料金の割引が適用される場合は、消費税等相当額を除いた基本料金から消費税等相当額を除いた割引額を割引くものとします。）に対し、消費税等相当額を加えることで算定するものとします。ただし、電力量料金から消費税等相当額を除いた金額は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、以下に定める電

力量料金に消費税等相当額を除いた金額から別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税相当額を除いた金額から別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を加えたものとします。

<有期限の燃料費調整額の値引き>

2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2023年2月検針分から2023年9月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり7円を値引きします。また、2023年10月検針分から2024年1月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり3.5円を値引きします。また、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2024年2月検針分から5月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり3.5円を値引きします。また、2024年6月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.8円を値引きします。さらに値引き期間を追加し、2024年9月検針分から10月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり4円を値引きし、2024年11月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.5円を値引きします。2024年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、2025年2月検針分から3月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.5円を値引きし、2025年4月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.3円を値引きします。さらに、2025年8月検針分・10月検針分は上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.0円値引きし、2025年9月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時当たり2.4円を値引きします。さらに2026年2月検針分・3月検針分は上記燃料費調整額から1キロワット時あたり4.5円値引きし、2026年4月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.5円を値引きします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第14条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

447円21銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	16 円 64 銭
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 28 銭
上記超過 1キロワット時につき	21 円 78 銭

3. ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】

(1) 適用条件

- (a) 電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、使用する電力容量（最大需要容量）が6キロボルトアンペア未満であることとします。最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。
- (b) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が、50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

その上で次のいずれにも該当するお客さまの申し出を当社が承諾した場合、またはその他当社が適当と判断した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申し出を承諾し、当社所定の方法により適用手続きが完了した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (c) 当社または当社の代理店（当社が当該代理店に対しガスの売買基本（販売店）契約を締結している場合に限る。以下、「媒介代理店」といいます。）が供給するガスの供給契約を締結しているお客さまであること。
- (d) お客さまの電気需要場所が、当社または当社の媒介代理店が供給するガスの供給契約における需要場所と同一（同一住所地番等）であること。

(e) 当社とのガス供給契約を締結されているお客さまについて、電気料金の支払い方法が当社とのガス供給契約におけるガス料金の支払い方法と同一（合算での請求）であり、かつ、お客さまとガスの供給契約の契約者が原則、同一であること。なお、契約者の同一性については以下のイ～ハに列挙する事由のいずれかに該当するか否かにて判定するものとします。

- イ ガスの供給契約と電気の供給契約の名義が一致しており、かつセット契約を申し込まれた場合
- ロ ガス及び電気使用者の一人であり、かつ同居の親族等家計が同一であるとしてセット契約を申し込まれた場合

ハ イ、ロに準じてその他ガスの供給契約と電気の供給契約が同一であると認めるに足りる特段の事情があると当社が判断した場合

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 電気料金

1月の料金は、標準メニュー【エネアークでんき プランA】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。

(a) 電力量料金の割引額

ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。

120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	円 26 銭
上記超過 1キロワット時につき	円 58 銭

(4) 適用廃止

お客さまは、ガスセット割引の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に対し当社所定の方法により通知していただきます。

ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【エネアークでんき プランA】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計

量日といたします。

4. ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】

(1) 適用条件

- (a) 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。
- (b) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が、50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

その上で次のいずれにも該当するお客さまの申し出を当社が承諾した場合、またはその他当社が適当と判断した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからのお申し出を承諾し、当社所定の方法により適用手続きが完了した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (c) 当社または当社の代理店（当社が当該代理店に対しガスの売買基本（販売店）契約を締結している場合に限る。以下、「媒介代理店」といいます。）が供給するガスの供給契約を締結しているお客さまであること。
- (d) お客さまの電気需要場所が、当社または当社の媒介代理店が供給するガスの供給契約における需要場所と同一（同一住所地番等）であり、かつ、お客さまとガスの供給契約の契約者が原則、同一であること。

なお、契約者の同一性については以下のイ～ハに列挙する事由のいずれかに該当するか否かにて判定するものとします。

イ ガスの供給契約と電気の供給契約の名義が一致しており、かつセット契約を申し込まれた場合

ロ ガス及び電気使用者の一人であり、かつ同居の親族等家計が同一であるとしてセット契約を申し込まれた場合

ハ イ、ロに準じてその他ガスの供給契約と電気の供給契約が同一であると認めるに足りる特段の事情があると当社が判断した場合

- (e) 当社とのガス供給契約を締結されているお客さまについて、電気料金の支払い方法が当社とのガス供給契約におけるガス料金の支払い方法と同一（合算での請求）であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。その他の場合においては、別途お客さまと協議の上、決定することといたします。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 ×1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、標準メニュー【エネアークでんき プランB】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

- (a) 電力量料金の割引額

ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。

120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	円 21 銭
上記超過 1キロワット時につき	円 49 銭

(5) 適用廃止

お客さまは、ガスセット割引の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に対し当社所定の方法により通知していただきます。

ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【エネアークでんき プランB】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

第5条 日割計算

当社は、お客さまが本契約にもとづく電気の供給を開始した場合または本契約を終了した場合は、以下により電気料金を算定します。

- (1) 当社は、本約款第14条（料金の算定および算定期間）第2項(1)号、同(2)号、同(3)号もしくは同(4)号または第3項(1)号、同(2)号もしくは同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。
 - (a) 基本料金は、別紙3（日割計算の基本算式）1.(1)により日割計算をいたします。
 - (b) 最低料金および電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別紙3（日割計算の基本算式）1.(3)により算定いたします。ただし、従量電灯の最低料金適用電力量および電力量料金適用上の電力量区分については、別紙3（日割計算の基本算式）1.(2)により日割計算をいたします。
 - (c) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別紙3（日割計算の基本算式）1.(4)により算定いたします。
 - (d) 前各号によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 本約款第14条（料金の算定および算定期間）第2項(1)号または第3項(1)号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。また、本約款第14条（料金の算定および算定期間）第2項(2)号または第3項(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、当社所定の方法により契約変更の手続きが完了した日から適用いたします。
- (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

附 則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2026 年 6 月 1 日より実施します。

別紙 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスクロス単価等を定める告示により定めます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 1 月の使用電力量とします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日（当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、計量日とし、以下本別紙 1 において同様とします。）からその翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2.の使用電力量に上記 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

ただし、標準メニュー【エネアークでんき プランA】、ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしが、上記にかかわらず、上記 4.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

別紙 2 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000 \\ - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000 \\ - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

基準単価は、次のとおりといたします。

イ. エネアークでんき プランA, プランA+の場合

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
------	------------------------	--------------

電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------	--------------------	----------

ロ. イ以外の場合

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0140
	β	0.3483
	γ	0.7227
燃料価格	X	27,100

別紙3 日割計算の基本算式

1. 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
 - (1) 基本料金を日割りする場合
$$1 \text{ 月の該当料金} \times (\text{日割り計算対象日数} / \text{前月の検針日が属する月の暦日数})$$
 - (2) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合
 - (a) 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時 $\times$ (日割り計算対象日数 / 前月の検針日が属する月の暦日数)
 - (b) 各段階料金適用電力量 = 各段階の閾値 $\times$ (日割り計算対象日数 / 前月の検針日が属する月の暦日数)算定された最低料金適用電力量および各段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とします。
 - (3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
2. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の上記 1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、次のとおり読み替えるものといたします。
 - (1) 電気の供給を開始した場合
供給開始日の属する月の暦日数といたします。
 - (2) 本契約が終了した場合
本契約の終了（解約または解除を含み、以下同様とします。）日が属する月の暦日数といたします。
 - (3) 一般送配電事業者等があらかじめ定めた検針日と翌月の検針日との間に電気の供給を開始しかつ本契約を終了した場合、供給開始日の属する月の暦日数といたします。
3. 本約款第 14 条（料金の算定および算定期間）第 2 項(2)号または第 3 項(2)号に該当する場合の上記 1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、「前月の検針日から今月の検針日の前日までの日数」と読み替えるものといたします。
4. 1.から 3.にいう検針日は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量日と読み替えて適用します。